答 申 第 2 8 7 号 平成20年11月28日

千葉県選挙管理委員会 委員長 土田 吉彦 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成20年1月28日付け千選管第476号による下記の諮問について、別 紙のとおり答申します。

記

平成19年12月27日付けで異議申立人から提起された、平成19年12 月20日付け千選管第444号で行った行政文書不開示決定及び行政文書部分 開示決定に係る異議申立てに対する決定について 答 申

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会(以下「実施機関」という。)の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成19年12月20日付け千選管第444号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件決定1」という。)及び行政文書不開示決定(以下「本件決定2」という。)を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関の事務局職員は、平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙 に関して真実を隠ぺいし、実施機関の委員(土田委員長も含む。)に真実 を伝えていない。
- (2) ○○町長○○○○は、○○町が夕張市のようにならないよう、公債費 負担適正化計画の確認を受け、町の財政を健全化させるふりをし、町の 国保会計や一般会計で粉飾決算を続けていた。粉飾決算を続けるのは、 小学校建設のための過疎債の許可を取り消されないよう赤字決算を隠す ためのものである。粉飾決算については書記長補佐を兼務している県市 町村課副課長がすべて承知しながら、町の意志が尊重されるとしている。
- (3) 実施機関の委員長ほか、実施機関の委員は、実施機関の事務局の職員の言いなりで補助金適化法違反に加担している。何を開示請求しようが却下、不存在を繰り返している。
- (4) 平成20年3月31日までに小学校建設のための過疎債の許可が取り 消されない場合、平成20年度以降、国はこの過疎債のための地方交付 税交付金が損害となる。過疎債許可を取り消さない県市町村課の職員ほ かは、不作為の公務員職権濫用をしたことになる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成19年11月20日付けで、行政 文書の件名又は内容を次に掲げる事項とする開示請求(以下「本件請求」 という。)を行った。

(1) 「1、平成19年10月12日付異議申立書(H19.8.16付千選管266号分)の 補正書」(以下「本件請求1」という。)

- (2) 「2、上記1、の補正書を千葉県選挙管理委員が承知していることがわかる一切の書類」(以下「本件請求2」という。)
- (3) 「3、上記1、の補正書が千葉県個人情報保護審議会へ届いていることがわかる一切の書類」(以下「本件請求3」という。)
- 2 本件決定及び本件対象文書について 実施機関は、次のとおり本件決定1及び2(以下「本件決定」という。) を行った。
- (1) 本件請求1について

本件請求1の対象となる行政文書を平成19年10月12日付け異議申立書 (平成19年8月16日付け千選管第266号分)の補正書(以下「本件対象文書1」という。)と特定し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとして本件決定1を行った。

(2) 本件請求2について

開示請求に係る行政文書を保有していないため(請求に係る行政文書 を作成又は取得していない)として本件決定2を行った。

(3) 本件請求3について

本件請求3に係る行政文書は、「本件対象文書1が千葉県個人情報保護審議会へ届いていることがわかる一切の書類」という開示請求書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」の記載から、「自己情報不開示決定処分の取消を求める異議申立てに係る異議申立書の補正書について」(平成19年11月21日付け千選管第403号。以下「本件対象文書2」という。)と特定し、条例第8条第2号に該当するとして本件決定1を行った。

- 3 部分開示決定及び不開示決定の理由について
- (1) 本件決定1により部分開示とした理由について
 - ア 本件請求1に対し部分開示とした理由について

本件請求1により開示を求められた本件対象文書1には、条例第8条第2号に該当する開示できない情報(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報)が含まれているため、当該開示できない部分(氏名、住所、年齢及び個人の印鑑の印影)を除く本件対象文書1の一部を開示する旨の部分開示決定を行った。

イ 本件請求3に対し部分開示とした理由について

本件対象文書2には、条例第8条第2号に該当する開示できない部分(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報)が含まれているため、当該開示できない部分(氏名、住所、年齢及び個人の印鑑の印影)を除く本件対象文書2の一部を開示する旨の部分開示決定を行った。

(2) 本件決定2により不開示とした理由について

本件対象文書1について、当該文書を実施機関の委員が承知した時点は、委員長にあっては、平成19年10月12日付け異議申立てに係る理由説明書の提出について同年11月27日付けで専決処分をしたとき、その他の委員にあっては、平成20年2月21日に開催された委員会のときである。本件請求2の時点では承知していない。

したがって、実施機関では、本件請求2に係る行政文書を保有していないことから、不開示決定を行った。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、実施機関の事務局職員は、平成○○年○月○○日執行の ○○町長選に関して真実を隠ぺいし、実施機関の委員(委員長を含む。)に 真実を伝えていないと主張しているが、異議申立人の主観に基づく主張で ある。

また、本件決定に対し、具体的に違法又は不当を指摘するものとは認められない。

したがって、実施機関が本件請求1及び3に対し本件決定1を行ったこと及び本件請求2に対し本件決定2を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)は、異議申立人の主張 及び実施機関の説明並びに本件対象文書1及び2(以下「本件対象文書」 という。)を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について 本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。
- 2 本件対象文書について
- (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)第21条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立ての補正書であり、補正書及び添付書類から構成されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、千葉県個人情報保護条例第21条第1項の決定について行政不服審査法に基づく不服申立ての補正書の写しを千葉県個人情報保護審議会に送付するための決裁文書であり、起案用紙、千葉県個人情報保護審議会あて送付の案文及び補正書の写しから構成されている。

3 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、本件対象文書に条例第8条第2号に掲げる情報が記録されていると説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1に記載された情報のうち、異議申立人の氏名、印影、 住所及び年齢については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第8条第2 号本文に該当するものである。

また、これらの情報は、同号ただし書に該当しない。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2を構成する補正書の写しに記載された情報のうち、異議申立人の氏名、印影、住所及び年齢については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第8条第2号本文に該当するものである。

また、これらの情報は、同号ただし書に該当しない。

- 4 行政文書の不存在について
- (1) 実施機関は、本件対象文書1について実施機関の委員は本件請求2の 時点では承知していないと説明するので、次のとおり検討する。
- (2) 本件請求2において、実施機関の委員が本件対象文書1の存在を知ることができる場合は、次のとおりであると考えられる。
 - ア 本件対象文書1を千葉県個人情報保護審議会に送付する場合
 - イ 千葉県個人情報保護審議会審議要領(平成6年2月28日制定)第 3条の規定により千葉県個人情報保護条例第21条第1項の規定によ る決定の理由を説明する書面(以下「理由説明書」という。)を提出す る場合
 - ウ 千葉県選挙管理委員会規程(昭和36年千葉県選挙管理委員会訓令 第1号。以下「規程」という。)第7条第1項の規定により、委員会が 招集され、会議が開かれた場合
- (3) 審査会は実施機関に確認したところ、次のとおりであった。
 - ア 上記(2)アについては、規程第22条第1項の規定により、書記長の 専決であること。
 - イ 上記(2)イについては、規程第20条本文の規定により、委員長の専 決であること。実施機関が保有する理由説明書の提出について(平成 19年11月27日付け千選管第415号)の決裁文書の決裁日は同 日付けであること。
 - ウ 上記(2) ウについては、本件対象文書 1 が実施機関に到達した直後の 委員会は平成 2 0 年 2 月 2 1 日に開催されたこと。
- (4) したがって、本件対象文書1について実施機関の委員が本件請求の時 点では承知していないとの実施機関の説明は首肯できる。
- 5 異議申立人の主張について 異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼ

すものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。